

(1) 名古屋大学「指定共同研究制度」概要



《特徴》

《指定共同研究の指定》

- ・ 大学本部を含む横断的な体制により研究の企画・立案、成果の活用等の運営マネジメント管理を行うものを指定

《費用の見える化と応分の負担》

- ・ 直接経費のほか、相応の産学連携推進経費を負担

《研究の進捗管理等のマネジメント》

- ・ 推進協議会を設置し、企画・立案、成果の管理活用を実施
- ・ マネジメント管理は、学術産連本部が関与

《適正な営業秘密管理》

- ・ 得られた成果、企業の情報は、契約に基づき適正に管理

《研究成果のコミットメント》

- ・ 共同研究者と協力し実施報告書を作成、成果管理を実施

複数件契約手続き中

研究開発法人
民間企業等

シーズ

ニーズ

コーディネート

組織×組織



必要な経費

研究の進捗管理

研究成果

《必要な経費》

《直接経費》

- ・ 当該研究に専ら従事する研究者等の人件費
- ・ 設備費、謝金、旅費、消耗品費、役務費 等

《産学連携推進経費》

1) 教員共同研究参画経費(アワーレート方式)

- ・ 本学教員の相応の人件費相当額
 - ・ 共同研究実施に伴う付帯コスト相当額
- ※共同研究に対する教員の参画人数により算定(定額)

2) 戦略的産学連携経費

- ・ 今後の産学官連携活動の発展に向けた将来の投資分として設定
- ※産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議)

スライド10に詳細記載



推進協議会

学術研究・産学官連携
推進本部



共同研究

参考資料④スライド29

従来の共同研究

将来の産業構造の変革を見通した革新的技術
創出に向けて、将来のあるべき社会像等の
ビジョンを共有し、共同して行う研究

継続実施

「指定共同研究」として指定

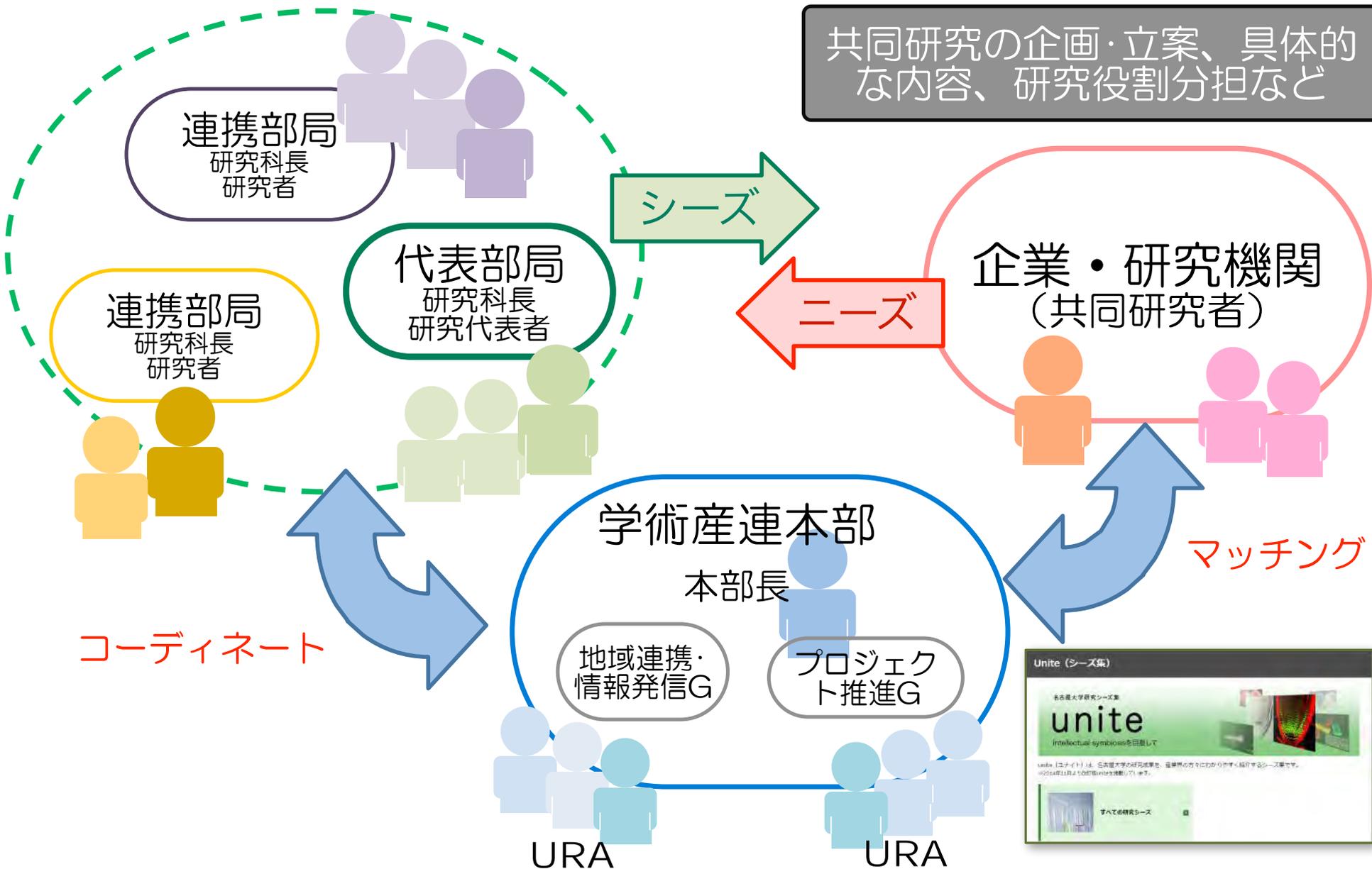
学術産連本部*を含む横断的な体制により研究
の企画・立案、成果の管理・活用等を実施



組織としての受入れの検討



Nagoya University
founded in 1871





マネジメント管理



推進協議会の設置

【構成員】

- ・ 学術産連本部 本部長又は副本部長
- ・ 本部長が指名するURA
- ・ 部局長又は部局長が指名する者
- ・ 研究代表者
- ・ 研究代表者が指名する研究担当者
- ・ 共同研究者が指名する者

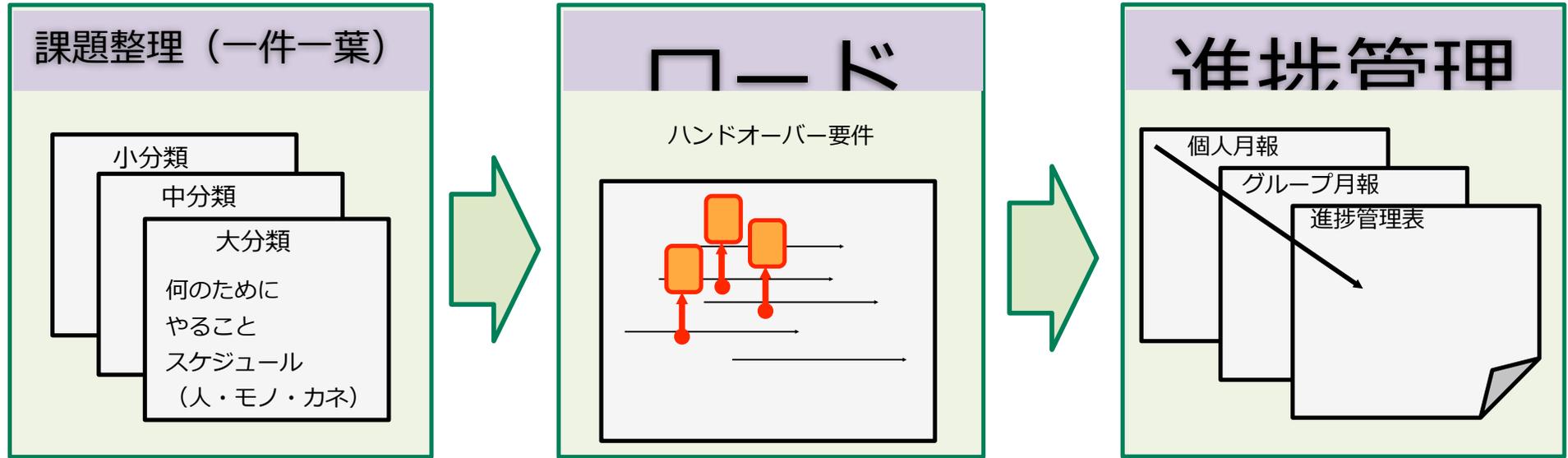
【役割】

- ・ 研究の企画・立案
- ・ 研究の進捗管理
- ・ 研究成果の管理・活用の推進

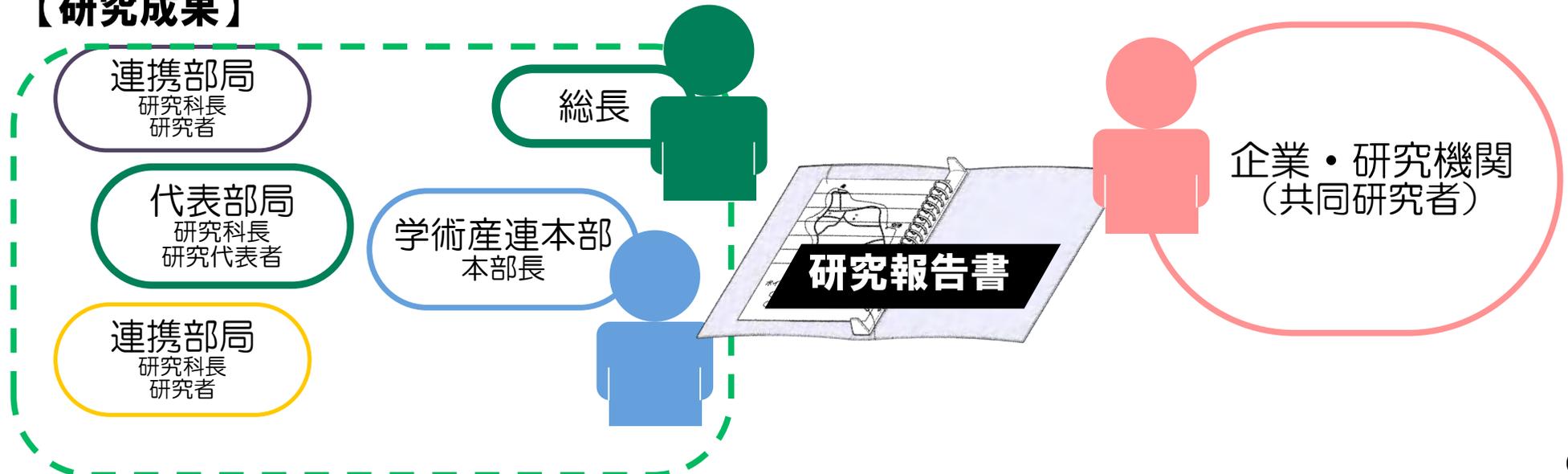
進捗管理・成果のコミットメント



【プロジェクトの進捗管理；参考例】ただし、行き過ぎた数値目標管理ではない



【研究成果】



経費の考え方



(1月16日 経団連にて説明し、了承された)

直接経費

□ 人件費

- 指定共同研究に専ら従事する研究者等
- 指定共同研究の運営・管理に係る業務に専ら従事する研究協力者

□ その他の直接的な経費

- 設備費、謝金、旅費、消耗品費、役務費等

教員共同研究参画経費

※アワーレート方式により、参画教員人数による定額与

□ 人件費相当額

- 上記の人件費を除く、指定共同研究の実施に係る本学の研究代表者・研究担当者・研究協力者の人件費に相当する部分

□ 共同研究実施に伴う付帯コスト相当額

- 研究スペース利用費、事務職員サポート経費、学内インフラ利用費、学術研究・産学官連携推進本部サポート経費等上

戦略的産学連携経費

総額（直接+間接）に対して5%上乘せ（名大、阪大）

□ 今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資分として設定

- 今後の産学官連携機能強化のための企画・立案及び実施、知的財産戦略の企画・立案及び実施に係る経費等

※ 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議)に基づき新たに設定与